

# 電気供給業に係る法人事業税の概要について



千葉県マスコットキャラクター  
チーパくん

令和4年3月

千葉県

## 目 次

1	法人事業税における電気供給業	1
2	電気供給業に関わる法人事業税の課税方式	2
3	課税標準の計算方法	3
4	複数の事業を併せて行う場合	6
5	所得割の計算における繰越欠損金の控除について	9
6	分割基準（二以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合）	11
7	申告書等の提出書類について	12
8	参考（所得等課税事業を併せて行う場合の区分計算例）	14
付録	令和3年度税制改正（電気供給業関連）	15

◆この冊子における法令は次の略語を用いています。

◎法 . . . . . 地方税法

◎令 . . . . . 地方税法施行令

◎規則 . . . . . 地方税法施行規則

◎通(県) . . . . . 地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）  
（平成22年4月1日総税都第16号）

◎条文番号は次のとおり表示しています。

条 . . . 算用数字

項 . . . ○で囲んだ算用数字

号 . . . ハイフンと算用数字

◆この冊子における「所得等課税事業」「収入金額課税事業」「収入金額等課税事業」の意味は以下のとおりです。（※通(県)第3章の用語と同一です。）

- ①所得等課税事業 : 法72条の2①-1に掲げる事業（以下の②、③以外の事業）※非課税事業除く
- ②収入金額課税事業 : 法72条の2①-2に掲げる事業（送配電事業、特定のガス供給業、保険業等）
- ③収入金額等課税事業 : 法72条の2①-3に掲げる事業（小売電気事業等及び発電事業等）

# 1 法人事業税における電気供給業

法人事業税における電気供給業とは、需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者に電気を供給する事業をいいます。現に電気を供給しているという実態のある事業であれば、電気事業法に規定する電気事業であるか否かを問いません。

※法人事業税の電気供給業の範囲は、法72条の2、72条の48、規則3条の14、6条の2において規定。（電気事業法に規定する電気事業の範囲とは異なる。）

## ◆法人事業税における電気供給業の範囲

【電気事業法に規定する電気事業】 ※R4.3末時点

種別	概要	法人事業税における区分
①発電事業（届出）	・電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業（※）	発電事業等
②一般送配電事業（許可）	・電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業	送配電事業 ※地方税法上、左記を総称する用語がないため、便宜的に記載
③送電事業（許可）	・電気事業法第2条第1項第10号に規定する送電事業	
④特定送配電事業（届出）	・電気事業法第2条第1項第12号に規定する特定送配電事業	
⑤小売電気事業（登録）	・電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業	小売電気事業等

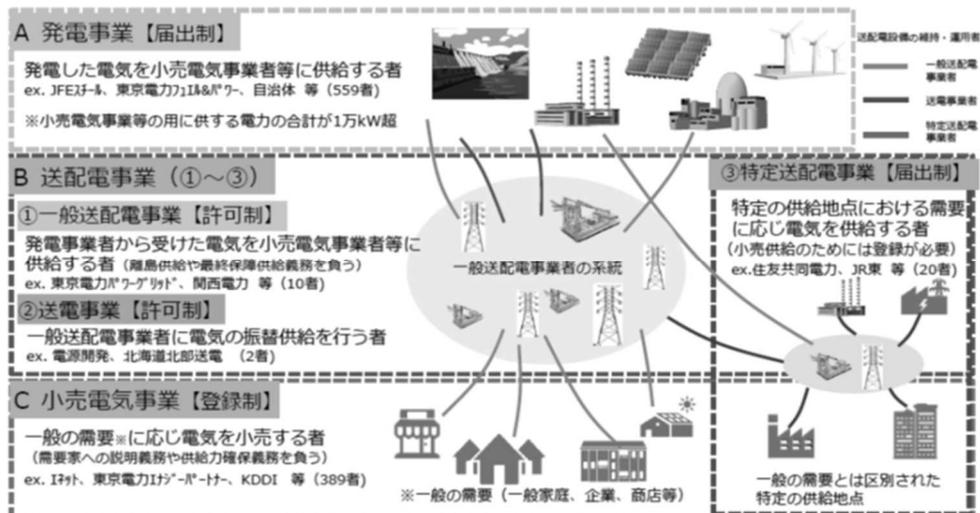
【電気事業法に満たない電気事業】

種別	概要	法人事業税における区分
⑥発電事業に準ずるもの	・①発電事業の規模要件を満たさないもの（※） ・他の者に供給するための電気を発電するもの（①を除く）	発電事業等
⑦送電事業に準ずるもの	・③送電事業の規模要件を満たさないもの	送配電事業
⑧小売電気事業に準ずるもの	他のものに電気を供給するもの。 【①、②、④、⑤、⑥に該当する部分を除く】	小売電気事業等

※発電事業とは、一定の要件(出力が1000KW以上等)を満たす発電設備における小売電気事業、発電事業、一般送配電事業、特定送配電事業の用に供するための接続最大電力が1万キロワットを超えるものをいう。

⇒再生可能エネルギー（太陽光等）の固定価格買取制度により電気を供給する事業は、地方税法上の「発電事業等」に該当します。

<参考：電気供給の仕組み> 出典：資源エネルギー庁HP資料（事業者数2017.3月現在）



## 2 電気供給業に関わる法人事業税の課税方式

電気供給業に関わる課税方式は以下のとおりです。

なお、令和2年度税制改正により、電気供給業のうち小売電気事業等・発電事業等に係る法人事業税の課税方式に変更がありました。

### (1) 令和2年3月31日までに開始する事業年度 ※R2改正前、法72条の2①、72条の12②

区分	課税方式
全ての電気供給業	収入割

### (2) 令和2年4月1日以後に開始する事業年度 ※法72条の2①-2, 法72条の2①-3

事業の区分	規定法令	課税方式	
		資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人(※)	左記以外の法人
収入金額課税事業 (送配電事業)	法72条の2第1項第2号 <2号事業>	収入割	
収入金額等課税事業 (小売電気事業等・発電事業等)	法72条の2第1項第3号 <3号事業>	収入割 付加価値割 資本割	収入割 所得割

※投資法人、特定目的会社、一般社団・財団法人を除きます。なお、資本金の額又は出資金の額の判定時期については、事業年度終了の日(仮決算による中間申告にあっては事業年度開始の日から6月の期間の末日、清算中の法人にあっては、解散の日)の現況によります。

※税率については、千葉県ホームページをご覧ください。

### 【参考】特別法人事業税

- ◆電気供給業の特別法人事業税は、基準法人収入割額に所定の税率を乗じて得た金額です。
  - ・課税標準(基準法人収入割額)は同一ですが、事業の区分により税率が異なります。
  - ・小売電気事業等・発電事業等に係る所得割額には、特別法人事業税は課税されません。

事業の区分	課税標準	備考
送配電事業 (法72条の2第1項第2号) ※小売電気事業等・発電事業等以外の電気供給業	基準法人収入割額	小売電気事業等・発電事業等に係る所得割額については、特別法人事業税は課税されません。
小売電気事業等・発電事業等 (法72条の2第1項第3号)		

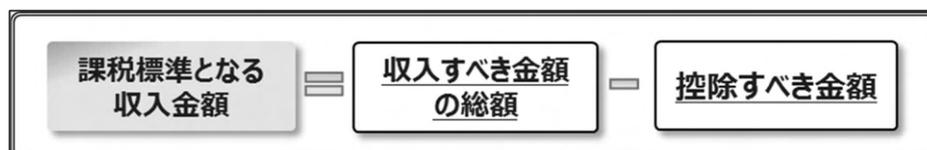
### 【参考】地方税法の施行に関する取扱いについて (道府県税関係) 第3章の用語について

- ①所得等課税事業 : 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業 (以下の②、③以外の事業)
- ②収入金額課税事業 : 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業 (送配電事業、特定のガス供給業、保険業等)
- ③収入金額等課税事業 : 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業 (小売電気事業等及び発電事業等)

### 3 課税標準の計算方法

#### (1) 課税標準となる収入金額

収入割の課税標準となる収入金額は、各事業年度において電気供給業について収入すべき金額の総額から、国または地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却による収入金額、その他政令で定める収入金額を控除した金額となります。（法72条の24の2①）



#### ◆課税標準となる収入金額

原則として電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合には、これに準ずる方法により計算した収入）になります。

具体的には、各種電灯料収入、各種電力料収入（新エネルギー等電気相当量を含む）、遅取加算料金、せん用料金、電球引換料、配線貸付料、諸機器貸付料、受託運転収入、諸工料、供給雑益に係る収入、設備貸付料収入、事業税相当分の加算料金等原則として電気供給業の事業収入に係るすべての収入が含まれます。（通(県)3章4の9の2）

#### ア 収入すべき金額の総額

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。（通(県)3章4の9の1）

注1) 貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、貸倒れが生じた日又は、値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除します。（通(県)3章4の9の1）

注2) 自ら電源開発等の事業を行うため建設仮勘定を設け、これを別個に経理している場合、当該建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額は自家消費に当たるため、収入金額に含めません。（通(県)3章4の9の3）

注3) 消費税の課税事業者が料金とあわせて収入する消費税及び地方消費税の金額は収入すべき金額に含めませんが、消費税の免税事業者が料金とあわせて収入する消費税相当額は収入金額に含めます。

注4) 消費税の申告に当たり、預かった消費税のうち、国に納付することなく自社の収入となった金額(益税)は収入金額に含めます。また、控除すべき金額には該当しません。

注5) 実収入の伴わない貸倒引当金戻入益、前期損益修正益、資産評価益、土地受贈益等は収入金額に含めません。

注6) 「収入すべき金額の総額」には、以下「イ 控除すべき金額」の各種収入金額も含まれます。

## イ 控除すべき金額

- ① 国又は地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却による収入金額（法72条の24の2①）
- ② 保険金、有価証券の売却収入金額、不用品の売却収入金額、受取利息・受取配当金、需要者等から収納する工事負担金等、収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額（※）、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条の賦課金（令22条、通(県)3章4の9の6）

収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から非F I T非化石証書を購入した場合であって、非化石電源としての価値を有するものとして電気の供給を行う場合における当該購入の対価として支払うべき金額に相当する収入金額  
(令和2年4月1日以後終了事業年度に適用、令22条、規則4の2の2)
- ③ 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料等  
(告示S30年29号、S34年46号、S42年55号、H23年379号)
- ④ 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から電気事業法第17条第1項に規定する託送供給を受けて電気の供給を行う場合における当該託送供給に係る料金として当該法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額  
(法附則9条⑧、令附則6条の2②、平成12年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用)
- ⑤ 廃炉等実施認定事業者の収入金額のうち、電気事業法に規定する小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉等積立金として積み立てる金額に相当する収入金額  
(法附則9条⑨、令附則6条の2⑥、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用)
- ⑥ 電気供給業を行う法人が、電気事業法第97条第1項に規定する卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて、当該電気の供給を行う場合に当該法人が当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額  
(法附則9条⑩、令附則6条の2⑦、平成30年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用)
- ⑦ 特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で特定取引を行う場合において、当該特定吸収分割会社又は当該特定吸収分割承継会社が当該特定取引の相手方から支払いを受けるべき金額に相当する収入金額（法附則9条⑫、令附則6条の2⑧、規則附則2条の8、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り適用）
- ⑧ 一般送配電事業者の収入金額のうち、一般送配電事業者が発電事業者に交付する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額に相当する収入金額（法附則第9条⑭、令附則第6条の2⑨、規則附則第2条の9、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り有効）

(※) 収入金額から控除する金額は、他の電気供給業を行う法人から供給されたもの（新エネルギー電気相当量に係るもの等を含む。）に限られます。地方団体、個人供給業者、自家発電を行う者など収入割を課されないものから供給を受けたものについては控除の対象となりません。

(通(県)3章4の9の6)

なお、他の電気供給業を行う法人から供給を受けた電気を自己で消費した場合には、当該消費に係る電気料金については控除の対象とすることはできません。

【参考】第6号様式別表6「収入金額に関する計算書」＜抜粋＞

収入金額に関する計算書 (法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)		事業 年度	法人名
法第72条の24の2第1項の規定による収入金額	収入金額の総額	<p>◆通(県)事業税4の9の1 各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入 ※3(1)ア参照</p>	
	控除される金額	<p>補助金、固定資産の売却収入、保険金、有価証券の売却収入、不用品の売却収入、受取利息、受取配当金、需要者等から収納する工事負担金等、電気の仕事料(注)、非FIT非化石証書の購入対価として支払う金額、再エネ賦課金、損害賠償金、投資信託収益分配金、株式手数料、社宅貸付料、託送供給料金として支払う金額 など ※3(1)イ参照</p>	
法附則第9条第8項の規定による控除額		④	

●所得等課税事業を併せて行っている場合は区分計算による収入金額課税事業(2号事業)又は収入金額等課税事業(3号事業)に係る収入金額の総額を記載します。

注 地方団体、個人供給業者、自家発電を行う者など収入割を課されないものから供給を受けたものは控除できません。  
注 仕入れた電気を自己で消費した場合は、当該消費に係る電気料金については、控除できません。

(2) 小売電気事業等・発電事業等に係る所得割

所得割の課税標準となる所得は、各事業年度の益金の額(個別帰属益金額)から損金の額(個別帰属損金額)を控除した金額によるものとし、地方税法又は地方税法施行令で特別の定めをする場合を除くほか、法人税の課税標準である所得(個別帰属所得金額)の計算の例により算定します。

※所得等課税事業における所得割の課税標準となる所得と同様の計算方法です。

(3) 小売電気事業等・発電事業等に係る付加価値額

付加価値割の課税標準となる付加価値額は、各事業年度の収益配分額(報酬給与額、純支払子利及び純支払賃借料の合計額をいいます。)と各事業年度の単年度損益との合計額によります。

※外形標準課税法人(所得等課税事業)の課税標準となる付加価値額と同様の計算方法です。

(4) 小売電気事業等・発電事業等に係る資本金等の額

資本割の課税標準となる各事業年度の「資本金等の額」は、各事業年度終了の日における法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額となります。

なお、無償増資又は無償減資等を行い、法第72条の21の規定に該当する場合には、「資本金等の額」はこれらの調整後の額となります。また無償増資、無償減資等による欠損填補を調整後の資本金等の額が、事業年度終了の日における資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合には、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額が、その事業年度の「資本金等の額」となります。

## 4 複数の事業を併せて行う場合

原則 (区分計算)	所得等課税事業、収入金額課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の部門の事業を併せて行う場合、 <b>各事業部門ごとに区分計算</b> し、それぞれ課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額を申告します。(通(県)3章4の9の9)
例外	<p><b>従たる事業</b>が主たる事業に比べて社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の「<b>軽微なもの</b>」である場合は、<b>従たる事業を主たる事業のうちに含めて、主たる事業に対する課税方式によって課税標準額及び税額を計算して差し支えありません。</b></p> <p>この場合、「<b>軽微なもの</b>」に該当するかはその実態に即して判断することになりますが、一般に<b>従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下</b>であり、かつ、売上金額など事業の経営規模の比較において従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものをいいます。(通(県)3章4の9の9)</p>

注1) 複数の事業を併せて行っている場合において、**各事業部門に共通する収入金額又は経費があるときは、売上金額等最も妥当と認められる基準によって按分**し、各事業の収入金額、付加価値額又は所得を算定してください。(通(県)3章4の9の5)

注2) 発電に際して、副産物として生じるものを販売等する場合には、当該販売等は所得等課税事業となります。

注3) 電気供給業を行う法人が、需要者その他の注文によりその事業に関連する施設の工事を行う場合は、当該工事を行う事業は所得等課税事業となります。ただし、その事業の規模及び所得が主たる事業に比して些少であり、付加価値額又は所得を区分して算定することがかえってはんさである等の場合は、当該工事に係る収入金額から当該工事のため下請業者等に支出した金額を控除した金額を主たる事業の課税標準である収入金額に含めても差し支えありません。(通(県)3章4の9の8)

### (1) 収入割・所得割

損益計算書、法人税申告書別表4、法人事業税の加算・減算項目について**各事業部門ごとに区分**してください。また、**各事業部門に共通の収入・経費**については、**売上金額等最も妥当な基準により按分**し、**各事業の課税標準となる収入金額又は所得金額若しくは欠損金額を計算**してください。(通(県)3章4の9の5)

なお、法人の所得の算定上生じた欠損金額又は個別欠損金額で、各事業年度の所得等課税事業又は収入金額等課税事業に係る所得の計算上繰越控除が認められる金額は、**それぞれの事業について生じた欠損金額又は個別欠損金額に限られます**。(通(県)3章4の7の4)

注1) 本社の全体的経費(管理部門経費、役員報酬、利息等)は通常共通の経費として扱います。

注2) 法人税別表4の税務加減算と法人事業税の加算・減算については、損益計算書において専属又は共通とした区分に従って区分してください。

注3) 最も妥当な按分基準として売上金額を用いる際に、一方の事業部門の売上金額に相当する収入が損益計算書上で売上高に計上されていない場合には(例:営業外収益に計上など)、当該金額も売上金額に含めて按分計算を行ってください。

注4) 按分基準に用いる数値は、税務加減算・修正申告・更正決定により変動する場合がありますので、変動後の額に対応させてください。(例:売上金額を按分基準に用いている場合に、修正申告において売上金額の税務加減算があった場合など。)

## (2) 付加価値割

所得割の区分計算と同一の方法により、各事業部門に区分した収益配分額（報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額）及び単年度損益に基づき、各事業の課税標準となる付加価値額を計算してください。

## (3) 資本割

### ア 収入金額等課税事業（小売電気事業等・発電事業等）と所得等課税事業を併せて行う場合

収入金額等課税事業と所得等課税事業とを併せて行う場合、資本金等の額をそれぞれの事業に係る従業員数で按分して計算してください。（令20条の2の26⑥）

⇒第6号様式別表5の2で計算

#### 【参考】第6号様式別表5の2<抜粋>

資本金等の額の計算		円	十	百	千	万
資本金等の額 下表2⑩若しくは下表3⑩又は別表5の2の3⑩、別表5の2の3⑩若しくは別表5の2の3⑩	⑫					
当該事業年度の月数	⑬					月
$\text{⑫} \times \frac{\text{⑬}}{12}$	⑭					
控除額計 別表5の2の3⑩、別表5の2の3⑩若しくは別表5の2の3⑩又は別表5の2の4⑩	⑮					
差引	⑯					
⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰					
⑰のうち1,000億円を超え5,000億円以下の金額 $\times \frac{50}{100}$	⑱					
⑰のうち5,000億円を超え1兆円以下の金額 $\times \frac{25}{100}$	⑲					
仮計	⑳					
国内における所得等課税事業に係る期末の従業員数	㉑					
国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業員数	㉒					
計	㉓					
課税標準となる資本金等の額 ⑳又は㉑ $\times$ ㉒/㉓若しくは㉑ $\times$ ㉒/㉓	㉔					

#### ◎課税標準となる資本金等の額

- ◆所得等課税事業分(⑳欄 $\times$ ㉑欄/㉓欄)
- ◆収入金額等課税事業分(㉑欄 $\times$ ㉒欄/㉓欄)
- ※1円未満の端数切捨て
- ※別表はそれぞれの事業ごとに作成します。

※以下 a～c に該当する場合は、次の算式により計算した数を記載する。

- a 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において収入金額等課税事業を開始した場合
- b 収入金額等課税事業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業を開始した場合
- c 所得等課税事業と収入金額等課税事業とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は収入金額等課税事業を廃止した場合

#### 【計算方法】

- ⑲欄：(当該事業年度に属する各月末日現在の国内の事務所等の従業員のうち所得等課税事業に係る者の数の合計)  $\div$  (当該事業年度の月数)
- ㉒欄：(当該事業年度に属する各月末日現在の国内の事務所等の従業員のうち収入金額等課税事業に係る者の数の合計)  $\div$  (当該事業年度の月数)

※1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。

イ 収入金額課税事業(電気供給業(送配電事業)・ガス供給業・保険業等＝2号事業)とそれ以外の事業を併せて行う場合

所得等課税事業又は収入金額等課税事業(小売電気事業等、発電事業等＝3号事業)と収入金額課税事業(送配電事業・ガス供給業・保険業等＝2号事業)とを併せて行う場合は、資本金等の額に、収入金額課税事業以外の事業に係る従業者数を乗じて得た額を総従業者数で除して収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額を計算してください。(令20条の2の26①) ⇒第6号様式別表5の2の3で計算

【参考】第6号様式別表5の2の3<抜粋>

収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業)を併せて行う法人				
資本金等の額 別表5の2下表3③又は④若しくは⑤	①		収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業者数	③
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②		期末の総従業者数	④

◎収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額(②欄)

「①資本金等の額」×「③収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数」÷「④期末の総従業者数」

※1円未満の端数切捨て

※最終的な課税標準となる資本金等の額は、第6号様式別表5の2に記載します。

ウ 資本割の従業者数按分を行う場合の従業者数の取扱い (通(県)3章4の6の10)

- ◆従業者とは当該法人の事業所等に使用される役員、使用人(非常勤役員、契約社員、パート等名称を問わず、原則として雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う者の全て)をいいます。
- ◆次の者はそれぞれ次の法人の従業者となります。
  - ・派遣労働者＝派遣先(派遣元の法人の業務にも従事するときは、派遣先・派遣元双方)
  - ・出向者＝出向先(出向元の法人の業務にも従事するときは、出向先・出向元双方)
- ◆病欠欠勤者等連続して1月以上の期間にわたって勤務しない者は従業者に含めません。
- ◆従業者数は事業年度終了の日(仮決算による中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日)現在における各部門の従業者数をいいます。
- ◆分割基準の算定で用いられる、従業者数特有の計算(従業者数に著しい変動のある事務所における平均計算、資本金1億円以上の製造業における工場従業者数の2分の1加算等)は行いません。
- ◆それぞれの事業に区分することが困難な従業者の数については、所得等課税事業又は収入金額等課税事業の付加価値額及び所得の算定に用いた最も妥当と認められる基準によって按分します。なお、この場合において、それぞれの事業の従業者数について、その数に1人に満たない端数を生じた場合は、これを1人とします)

## 5 所得割の計算における繰越欠損金の控除について

### (1) 欠損金額等の繰越控除

所得割の課税標準である所得の計算において、以下の区分について生じた欠損金額又は個別欠損金額（以下「欠損金額等」）の繰越控除を行うことができます。

ただし、各事業年度の収入金額等課税事業又は所得等課税事業に係る所得の計算上繰越控除が認められる金額は、それぞれの事業について生じた欠損金額等に限られます。

(法72条の23①・④、通(県)3章4の7の4)

	所得割の区分	第6号様式別表9の区分
ア	【収入金額等課税事業】※1 ※小売電気事業等・発電事業等 ※法72条の2第1項第3号に掲げる事業	「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業」に○をつける。
イ	【所得等課税事業】※2 ※電気供給業以外の事業（法72条の2第1項第2号に掲げる事業及び非課税事業を除く。） ※法72条の2第1項第1号に掲げる事業	「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業」に○をつける。

欠損金額等及び災害損失金の

控除明細書(法第72条の2第1項第1号、第3号に掲げる事業)

事業年度		事業年度	法人名
控除前所得金額 第6号様式別表9(別表10⑨又は⑩)	①	円	所得金額控除限度額 ①×50又は100 100
事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は 控除未済災害損失金③	当期控除額④ (当該事業年度の③と①-当該事業年度前の④の合計額)のうち少ない金額
・	欠損金額等・災害損失金	円	円
・	欠損金額等・災害損失金	円	円

第六号様式別表九(用紙「日本企業規格A4」)

所得等課税事業(1号事業)と収入金額等課税事業(3号事業)を併せて行う場合で、それぞれの事業に欠損金が生じている場合には、第6号様式別表9はそれぞれの事業ごとに作成します。

※1「所得等課税事業」を併せて行っているが、当該事業が「軽微なもの」として、主たる事業である「収入金額等課税事業(小売電気事業等・発電事業等)」の課税方式に含めている場合は、所得等課税事業分も含みます。

※2「収入金額等課税事業(小売電気事業等・発電事業等)」を併せて行っているが、当該事業が「軽微なもの」として、主たる事業である「所得等課税事業」の課税方式に含めている場合は、収入金額等課税事業分も含みます。

### (2) 欠損金の繰越控除に関する留意点

電気供給業を行う法人の欠損金の繰越控除については、概ね通常の法人の繰越控除と同様ですが、次の点に留意してください。(令和2年度税制改正に伴う経過措置については、5(3)を参照)

ア 上記(1)のそれぞれの区分の事業の所得割の課税標準の計算において控除できる欠損金額等は、それぞれの区分の事業に係る所得割の課税標準額の計算において繰越控除しようとする事業年度の開始の日前10年(平成30年4月1日前に開始する事業年度については9年)以内に開始した事業年度におけるそれぞれの区分の事業に係る所得割の課税標準の計算において生じた欠損金額等に限られます。(通(県)3章4の7の4)

イ 繰越控除しようとする事業年度前の事業年度における上記(1)のそれぞれの区分の所得割の課税標準の計算において既に繰越控除した欠損金額等は除きます。

ウ 法72条の2①-3イ(例：資本金が1億円を超える株式会社)に該当する事業年度においては、所得割は課税対象とならないため、欠損金額等は生じません。(付加価値割に係る単年度損益のマイナス額は繰越控除対象となる欠損金額とはならず、また、過去に生じた上記(1)ア・イの区分に係る欠損金額等を繰越控除することもできません。)

### (3) 欠損金の繰越控除に係る経過措置

令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」といいます。）開始の日の前日を含む事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人が、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得割の課税標準を算定する場合には、最初事業年度開始の前日10年以内に開始する各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得を、法人税の課税標準となる所得（個別所得金額）の計算の例により算定していたものとみなします。（地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則6条②）

したがって、令和2年4月1日前に開始する事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人に係る所得割の課税はありませんが、この経過措置により、最初事業年度に係る所得割の課税標準の算定において、繰越控除の対象となる欠損金額等が生じたものとみなすこととなります。

#### ◆経過措置対象法人

令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日を含む事業年度（以下「最初事業年度の前事業年度」といいます。）において、「小売電気事業等又は発電事業等」を行っていた法人。

- ※1 最初事業年度の前事業年度より前の事業年度において「小売電気事業等又は発電事業等」を行っていたとしても、最初事業年度の前事業年度において「小売電気事業等又は発電事業等」を行っていなかった場合は、経過措置の対象とはなりません。
- ※2 小売電気事業等又は発電事業等が軽微な附帯事業であったとして、最初事業年度の前事業年度において電気供給業以外の事業の課税方式により課税していた場合であっても、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた場合は、経過措置の対象となります。この場合、最初事業年度開始の前日10年以内に開始した各事業年度のうちに、上記(1)アの区分に該当する収入割課税の対象とした事業年度があれば、当該区分の欠損金額等について控除します。
- ※3 最初事業年度の前事業年度の末日において、令和2年改正後の法72条の2①-3イに該当する場合(例：資本金が1億円を超える株式会社)であったとしても経過措置の適用対象となります。この場合、最初事業年度開始の前日10年以内に開始した各事業年度のうち、令和2年改正後の法72条の2①-3ロ(例：事業年度末日の資本金が1億円以下の株式会社である事業年度)についてのみ、経過措置を適用して、上記(1)アの区分としての欠損金額等の発生又は控除の計算を行います。

## 6 分割基準（二以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合）

### （1）電気供給業の分割基準

複数の都道府県に事務所又は事業所等を有する法人は、課税標準の総額を一定の基準(分割基準)で分割して関係地方団体ごとの分割課税標準額・税額を計算します。

電気供給業の分割基準は以下のとおりです。（法72条の48③-2）

区分	分割基準	
発電事業等	課税標準の 4分の3	①事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額
	課税標準の 4分の1	②事務所等の固定資産の価額 ※上記①がない場合は、全額を②で分割する。
送配電事業	課税標準の 4分の3	①発電所に接続する電線路の電力の容量(キロワット)
	課税標準の 4分の1	②事務所等の固定資産の価額 ※上記①がない場合は、全額を②で分割する。
小売電気事業等	課税標準の 2分の1	①事務所等の数
	課税標準の 2分の1	②従業者の数

#### ◆固定資産の価格とは

事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産（建設仮勘定において経理されている固定資産のうち、当該事業年度の終了の日において事業の用に供されているものを含みます。）の価額をいいます。（規則6条の2の2④、通(県)3章9の11）

### （2）分割基準が異なる事業を併せて行う場合

分割基準の異なる事業を併せて行う法人は、主たる事業の分割基準によって課税標準を分割してください。（法72条の48⑧）

なお、主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち売上金額の最も大きいものを主たる事業としてください。これによりがたい場合には、従業者の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断し主たる事業を判定してください。（通(県)3章9の11）

※鉄道事業又は軌道事業を併せて行う場合には、鉄道事業又は軌道事業に係る部分については、これらの事業について定められた分割基準により課税標準額を分割し、それらの事業以外の事業に係る部分については主たる事業を判定した上で、その分割基準により課税標準額を分割してください。（法第72条の48⑩）

**【参考】電気供給業以外の事業の分割基準** ※倉庫業・ガス供給業、鉄道事業・軌道事業除く

区分	分割基準	
非製造業	課税標準の 2分の1	①事務所等の数
	課税標準の 2分の1	②従業者の数
製造業	課税標準の 全額	従業者の数 ※資本金1億円以上は工場の従業者数の2分の1を加算

## 7 申告書等の提出書類について

### (1) 確定申告、仮決算による中間申告、修正申告（令和2年4月1日以後に開始する事業年度）

- ➔ 全ての法人に提出をお願いしている書類  
 ➔ 該当する法人に提出をお願いしている書類  
 ➔ 課税方式の異なる事業ごとにそれぞれ提出が必要となる書類

様式種別	様式名称	法人の分類							
		A 小売電気事業等又は発電事業等(3号事業)を行う法人 1号事業又は2号事業と3号事業とを併せて行う法人 1号事業、2号事業、3号事業を併せて行う法人						B 送配電事業(2号事業)を行う法人 (左記A法人は除く)	
		資本金の額又は出資金の額が 1億円を超える普通法人 ※4			左記以外の法人			千葉県 本店法人 ※5	他都道府県 本店法人 ※5
		千葉県 本店法人 ※5	他都道府県 本店法人 ※6	課税方式が 異なる事業ご とに提出が必要 なもの ※7	千葉県 本店法人 ※5	他都道府県 本店法人 ※6	課税方式が 異なる事業ご とに提出が必要 なもの ※7		
第6号様式	道府県民税・事業税・特別法人税の申告書							◎	◎
第6号様式(その2) ※1	道府県民税・事業税・特別法人税の申告書	◎	◎		◎	◎			
第6号様式別表5 ※2	所得金額に関する計算書	◎	◎	●	◎	◎	●		
第6号様式別表5の2	付加価値額及び資本金等の額の計算書	◎	◎	●					
第6号様式別表5の2の2	付加価値額に関する計算書	○	○	●					
第6号様式別表5の2の3	資本金等の額に関する計算書	○	○						
第6号様式別表5の2の4	特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書	○	○						
第6号様式別表5の3	報酬給与額に関する明細書	◎		●					
第6号様式別表5の3の2	労働者派遣に関する明細書	○		●					
第6号様式別表5の4	純支払利子に関する明細書	◎		●					
第6号様式別表5の5	純支払賃借料に関する明細書	◎		●					
第6号様式別表5の6の2	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の付加価値額の控除に関する明細書	○	○	●					
第6号様式別表6	収入金額に関する明細書	◎	◎	●	◎	◎	●	◎	◎
第6号様式別表9	欠損金額等及び災害損失金の控除明細書	○	○	●	○	○	●		
第10号様式	課税標準の分割に関する明細書	○	○	●	○	○	●	○	○
添付書類	貸借対照表・損益計算書	◎	◎		◎	◎		◎	◎
	販売費及び一般管理費明細書 原価明細書	◎							
	法人税施行規則別表4	◎			◎			◎	
	法人税施行規則別表5(1)	◎							
	法人税施行規則別表5(2)	◎							
	雑益・雑損失等の内訳書	◎			◎			◎	
区分計算書 ※3		○			○			○	

※1 令和2年度税制改正により、申告書として「第6号様式(その2)」が新設されました。小売電気事業等又は発電事業等を行う法人は、第6号様式ではなく、「第6号様式(その2)」を使用する必要があります。

※2 「第6号様式(その2)」には「所得金額の計算の内訳」欄がありません。小売電気事業等又は発電事業等を行う法人が、所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合は、「第6号様式別表5」を使用してください。

※3 複数の事業を併せて行い区分計算により申告する場合には、区分計算書(任意書式、P14参照)を添付してください。

※4 投資法人、特定目的会社、一般社団・財団法人は除きます。

※5 千葉県本店法人とは、千葉県に所在する事業所等が主たる事業所等である場合をいいます。

※6 他都道府県本店法人とは、千葉県に所在する事業所等が主たる事業所等でない場合をいいます。

※7 ●表示のある様式は、課税方式が異なる事業ごとに提出するため、事業区分について表示が必要です。「法72条の2第1項第1号・第3号に掲げる事業」等の欄について、事業の区分に応じて該当する号数を○で囲んでください。

【例：第6号様式別表5】

該当する号数を○で囲む

法人名	法人番号	令和	年	月	日から
	事業年度	令和	年	月	日まで

所得金額に関する計算書 〔法第72条の2第1項第1号・第3号に掲げる事業〕

所得金額の計算				非課税所得の区分計算	
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34)又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4の2付表)の(42))	①	高	十	百	円
損金の額又は個別特別損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	②				
損金の額又は個別特別損金額に算入した分配時調整外国税相当額	③				
損金の額又は個別特別損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	④				
		外国の事業に帰属する所得			人
		外国における事務所又は事業所の期末の従業員数	⑦		
		期末の総従業員数	⑧		
		外国から生ずる事業所得	⑨		円
		$(⑨+⑩) \times ⑧ / ⑦$			

(用紙日本産業規格)

## (2) 予定申告(令和2年4月1日以後に開始する事業年度)

◎ → 全ての法人に提出をお願いしている書類

様式種別	様式名称	法人の分類			
		A 小売電気事業等又は発電事業等(3号事業)を行う法人 1号事業又は2号事業と3号事業とを併せて行う法人		B 送配電事業(2号事業)を行う法人 (左記A法人は除く)	
		千葉県本店法人	他都道府県本店法人	千葉県本店法人	他都道府県本店法人
第6号の3様式	道府県民税・事業税・特別法人税の予定申告書			◎	◎
第6号の3様式(その2) ※1	道府県民税・事業税・特別法人税の予定申告書	◎	◎		

※1 小売電気事業等又は発電事業等を行う法人は、第6号の3様式ではなく、「第6号の3様式(その2)」を使用する必要があります。

### 損益計算書

自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日

単位：円

【売上高】	80,000,000
電力収入	30,000,000
FIT交付金	50,000,000
不動産賃貸収入	160,000,000
売上高計	310,000,000
【売上原価】	30,000,000
電力仕入	12,000,000
託送料金	15,000,000
不動産仕入	50,000,000
その他売上原価	53,000,000
売上原価合計	107,000,000
売上総利益	53,000,000
【販売費及び一般管理費】	30,000,000
販売費及び一般管理費	10,000,000
再エネ賦課金	1,600,000
営業利益	13,000,000
【営業外収益】	10,000
受取利息	1,600,000
雑収入	1,610,000
営業外収益合計	3,210,000
【営業外費用】	900,000
支払利息	13,710,000
経常利益	3,000,000
税引前当期純利益	10,710,000
法人税、住民税及び事業税	3,000,000
当期純利益	7,710,000

単位：円

役員報酬	9,000,000
給料	6,000,000
法定福利費	5,000,000
地代家賃	8,000,000
租税公課	2,000,000
販管費計	30,000,000

### 区分計算書 (電気供給業とその他の事業を併せて行っている場合)

事業期間 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

法人名 □不動産株式会社

科目	区分されている		共通③
	②共通区分 (③×①)	区分されている (③×②)	
営業収益	50,000,000	110,000,000	0
電力収入	0	80,000,000	0
FIT交付金	50,000,000	30,000,000	0
不動産賃貸収入	0	0	0
受取利息	0	0	0
雑収入	0	0	0
営業費用	147,000,000	54,658,386	80,000,000
電力仕入	30,000,000	0	0
託送料金	12,000,000	0	0
不動産仕入	15,000,000	0	0
その他売上原価	50,000,000	34,161,491	50,000,000
販売費及び一般管理費	30,000,000	20,496,895	30,000,000
再エネ賦課金	10,000,000	0	0
営業利益	13,000,000	54,658,386	80,000,000
営業外収益	1,610,000	416,770	610,000
受取利息	10,000	6,832	10,000
雑収入	1,600,000	409,938	600,000
営業外費用	900,000	285,093	900,000
支払利息	900,000	614,907	900,000
特別利益	0	0	0
特別損失	0	0	0
税引前当期純利益	13,710,000	54,856,523	80,290,000
法人税及び住民税	3,000,000	2,049,690	3,000,000
当期純利益	10,710,000	56,906,213	83,290,000
別表4加算	4,000,000	2,732,919	4,000,000
別表4加算	4,000,000	2,732,919	4,000,000
別表4減算	5,500,000	3,757,764	5,500,000
別表4減算	5,500,000	3,757,764	5,500,000
事業税加算	0	0	0
事業税減算	0	0	0
仮計	9,210,000	57,931,058	84,790,000
合計	9,210,000	57,931,058	84,790,000

所得金額に関する計算書 (電気供給業とその他の事業を併せて行っている場合) の記載方法

- 収入金額等課税事業 (電気供給業) と所得等課税事業 (区分して記載して下さい) を併せて記載して下さい。
- 収入金額等課税事業 (電気供給業) と所得等課税事業 (区分して記載して下さい) を併せて記載して下さい。
- 「②共通区分 (③×①)」には、「③共通」には、「収入金額等課税事業」の記載方法に従って記載して下さい。
- 不足する場合は、明細を添付の上、明細の合計金額を記載して下さい。

### 所得の金額の計算に関する明細書

事業年度 R2.4.1~ R3.3.31 法人名 □不動産株式会社

区分	金額		配当
	①	②	
当期利益又は当期欠損の額	10,710,000	10,710,000	配当
損金経理をした法人税及び地方法人税 (附帯税除く)	1,000,000	1,000,000	その他
損金経理をした道府県民税 (利子割額を除く) 及び市町村民税	0	0	その他
損金経理をした納税充当額	0	0	その他
損金経理をした附帯税 (利子税を除く)、加算金、延滞金 (滞納分を除く) 及び過怠税	0	0	その他
減価償却の償却超過額	0	0	その他
役員給与の損金不算入額	2,000,000	2,000,000	その他
賞与引当金繰入額	1,000,000	1,000,000	その他
退職給付引当金繰入額	4,000,000	4,000,000	その他
小計	2,000,000	2,000,000	※
減価償却超過額の当期認容額	0	0	※
納税充当金から支出した事業税等の金額	2,000,000	2,000,000	※
受取相当等の益金不算入額	0	0	※
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額	0	0	※
受贈益の益金不算入額	0	0	※
適格現物分配に係る益金不算入額	0	0	※
法人税等の中間納付額及び過払納付に係る還付金額	200,000	200,000	※
賞与引当金繰入額	2,100,000	2,100,000	※
退職給付引当金繰入額	1,200,000	1,200,000	※
小計	5,500,000	5,500,000	※
仮計	9,210,000	9,210,000	※
関連者等に係る支払利子等の損金不算入額	0	0	※
超過利子額の損金不算入額	0	0	※
仮計	9,210,000	9,210,000	※
略	0	0	※
略	0	0	※
略	0	0	※
差引	9,210,000	9,210,000	※
欠損金又は災害損失金等の当期控除額	0	0	※
総計	9,210,000	9,210,000	※
略	0	0	※
略	0	0	※
所得金額又は欠損金額	9,210,000	9,210,000	※

### 雑益の内訳書

科目	取引の内容	相手先	所在地 (住所)	金額
雑収入	自販機手数料			30,000
	△△市補助金	△△市		500,000
	消費税差額			10,000
	保険金			40,000
	不用品売却収入			20,000
	不動産賃貸収入			1,000,000
合計				1,600,000

◆上記区分計算書は本県の参考様式です。  
 (千葉県ホームページよりダウンロード可)

→実際の申告に当たってはその他の任意様式で提出いただいても構いません。

◆上記の各種書類は参考に作成したものであり、一部実際の様式とは異なる箇所があります。